

(公印省略)

障 福 第 1 7 7 5 号

平成 2 6 年 1 0 月 6 日

関係法人代表者 殿

大分県福祉保健部障害福祉課長

指定基準及び報酬算定に係る人員体制等の取扱いについて(通知)

本県の障がい福祉施策の推進につきまして、日頃から格別のご理解とご尽力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、事業所に置くべき人員配置基準や報酬算定基準は大分県条例や厚生労働省の報酬告示等において定められています。

しかし、一部の項目において、基準がわかりづらい、又は、Q&Aを見落とししているために各事業所での取扱いに差異が生じている事例が見受けられます。

以下の内容について確認の上、適正な人員体制の確保や加算の請求事務を行うようお願いいたします。

1 常勤要件

指定事業所単位の当該職種での勤務が常勤であること。(基準上、例外があるものを除く。)

※以下の場合には常勤要件を満たしていませんので、ご注意ください。

(常勤職員の勤務を1日8時間とした場合)

例1) 就労継続支援A型事業所において、4時間を就労指導員、4時間を生活支援員として勤務

→ 指定事業所単位では1日8時間勤務しており常勤職員ではあるが、職種単位では、生活支援員、就労指導員いずれも4時間勤務であり、人員基準上配置を求められている常勤職員(職業指導員及び生活支援員のうち、いずれか1人以上は常勤でなければならない)には該当しません。

例2) 就労継続支援A型と就労継続支援B型を行う多機能型事業所において、A型で4時間を生活支援員、B型で4時間を生活支援員として勤務

→ 生活支援員としては1日8時間勤務しているが、指定事業所単位での勤務が、A型、B型いずれも4時間勤務であり、常勤職員には該当しません。(多機能型事業所単位では8時間勤務していますが、指定事業所単位で判断します。)

※例1、2とも、常勤要件を満たしていませんが、人員基準の「職業指導員及び生活支

援員のそれぞれについて、「最低1人以上配置」や「常勤換算」の対象にはなりません。

2 指定生活介護事業所（指定障害者支援施設において生活介護を行う場合を除く）の人員配置体制加算Ⅰ、Ⅱの算定要件

人員配置（加算Ⅰ）は1.7:1以上、加算Ⅱは2:1以上）に加えて、以下の条件を満たすこと。

人員配置体制加算（Ⅰ）：区分5若しくは区分6に該当する者又はこれに準ずる者の総数が利用者の数の合計数の100分の60以上であること。

人員配置体制加算（Ⅱ）：区分5若しくは区分6に該当する者又はこれに準ずる者の総数が利用者の数の合計数の100分の50以上であること。

※報酬告示や留意事項通知の人員配置体制加算の項目やH21報酬改定Q&A VOL.2 問4-1を参照してください。（ただし、Q&AはH21当時のものであるため、行動関連項目の点数の合計が15点以上（現行の規定は、10点以上）となっていたり、「喀痰吸引等を必要とする者」の記載がなかったりしています。）

（参考）指定障害者支援施設において生活介護を行う場合の算定要件は以下のとおり。

人員配置体制加算（Ⅰ）： 1.7:1以上の人員配置

人員配置体制加算（Ⅱ）： 2:1以上の人員配置

※人員配置体制加算（Ⅲ）は生活介護を指定障害者支援施設で行う場合もそれ以外も、2.5:1以上の人員配置が算定要件となります。

3 目標工賃達成指導員配置加算の算定要件

H21報酬改定Q&A VOL.1問12-3により、目標工賃達成指導員は配置された就労継続支援B型事業所内の職業指導員及び生活支援員との兼務はできません。

ただし、当該B型事業所以外の職員との兼務は、配置基準等を満たせば可能です。

4 今後の対応

各項目の要件を満たしていない場合、速やかに人員を確保する等の対応をお願いします。

なお、常勤要件を満たすには、現行の人員数での勤務体制の見直し等では対応できず、新たに従業者を雇用する必要がある場合もありえますが、遅くとも、平成27年4月1日までは、常勤要件も満たした適正な人員体制を確保してください。

上記1については、平成27年4月1日以降も常勤要件を満たしていない場合は、減算の対象となりますので、ご注意願います。

上記2、3については、加算の要件を満たさずに報酬を請求していた場合は過誤調整の手続きを行ってください。

自立支援班 担当：平田、河野
電話 097-506-2731
FAX 097-506-1740